

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成19年6月8日

議会事務局

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成19年6月8日(金) 午前10時 開会

午前10時37分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 柴田繁勝

副委員長 村上英明

委員 森西 正

委員 安藤 薫

委員 上村高義

委員 三宅秀明

議長 三好義治

副議長 川端福江

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝

総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫

同局次長 野杵雄三

同局主査 中井真穂

同局書記 杉本 徹

同局書記 湯原正治

1. 案件

- ・平成19年第2回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○柴田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○小野副市長 おはようございます。6月に入りまして何かと公私お忙しい中を議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。

13日から開催をされます平成19年第2回定例会で報告案件7件、補正予算関係6件、工事請負契約締結の件1件、条例案件4件の計18件を予定いたしております。

案件の概要につきましては総務部長の方から説明をさせます。

よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○柴田委員長 あいさつが終わりました。本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

それでは、第2回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、第2回定例会に上程いたします議案の概略について説明申し上げます。

まず、報告第1号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件についてですが、これは「地方税法の一部を改正する法律」が平成19年4月1日から施行されるため、これに連動して専決処分致したものであります。主な改正点は、地方税法附則で規定されておりました市町村たばこ税の特例税率が廃止され、地方税法の本則で規定されることとなったため、市税条例も同様の改正を行いました。

次に、固定資産税関係では住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置が創設されました。これは平成19年度以前から所在する住宅で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に自己負担額30万円以上の一定のバリアフリー改修工事に対して、工事完了の翌年度に限り、100平方メートルを限度として当該家屋の固定資産税額の3分の1が減額されます。よって市税条例において申告手続の規定を追加いたします。

次に、鉄軌道用地の利用状況の多様化により評価方法の見直しがされます。いわゆる「駅中ビジネス」と呼ばれる駅構内の空きスペースに飲料等の商業店舗の展開、鉄軌道の高架下の有効利用、人工地盤の設置による商業ビルの建設など線路敷き上部空間の利用など、土地利用の高度化が進み、鉄道施設と商業等施設が混在化・重層化してきている状況から、評価方法が変更されます。現行では、8割以上鉄道施設に供されている場合には、「鉄軌道用地」とし、鉄道施設が8割未満の場合は「宅地」として評価することとしております。これが、改正では複合利用鉄軌道用地として、床面積等の割合で地積を按分、評価されます。

次に、市民税関係では、上場株式等の譲渡益・配当等に係る軽減税率の延長がございまして。軽減税率の特例期間が平成20年度までとなっておりますが、1年延長して平成21年度まで適用するものであります。

次に、エンジェル税制の改正についてであります。ベンチャー企業の育成を支援するため、個人投資家が投資した一定のベンチャー企業の株式を法定の条件を満たして譲渡した場合に得られる譲渡益を2分の1に圧縮したり、また譲渡損が発生した場合、損失を他の株式譲渡益か

ら翌年以降3年間繰越控除できる特例措置が、平成19年3月31日に到来いたしました。これを平成21年3月31日まで2年延長することとしております。

次に、租税条約の規定による改正がございます。まず、上場株式等の譲渡益・配当等に係る軽減税率が1年間延長されたことに伴い、条約適用利子等及び配当等についても個人市民税の税率3%の特例適用が、平成20年3月31日までの間を、1年延長し、平成21年3月31日までの間に変更されております。

また、日本国内居住者である個人市民税所得割の納税者が、条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料について、地方税法に規定する社会保険料とみなして地方税法の規定を適用し、社会保険料控除することとしております。

その他の改正として、地方税法等の法令改正により、引用条項の変更により改正するものであります。

尚、この改正条例の施行日は平成19年4月1日からとしております。

続きまして、報告第2号、平成19年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算専決処分報告の件でございますが、これは、平成18年度の国民健康保険特別会計の決算収支見込額では、2億263万円の収支不足が見込まれます。よって、この赤字補填のため、平成19年度予算から、前年度繰上充用金として、平成19年5月31日に専決補正いたしましたものであります。

報告第3号、平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算専決処分報告の件、につきましても、報告第2号と同様に、平成18年度収支不足額2億4,300万円の赤字補填のため、平成19年度予算から、前年度繰上充用金として、平成19年5月31日に専決補正したも

のであります。

続きまして、報告第4号は、平成18年度摂津市一般会計継続費繰越報告の件でございます。

平成18年度補正予算第2号で議決いただきました小学校整備事業の継続費の繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款9、教育費、項2、小学校費の小学校整備事業で、継続費の総額8億1,542万5,000円に対しまして、平成18年度の継続費予算現額3億2,617万2,000円のうち年度内支出は7,000万円で、残額2億5,617万2,000円を全額翌年度に逡次繰越しさせていただくものでございます。

次に、報告第5号は、平成18年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件でございます。本件につきましては平成18年度補正予算第4号で繰越明許費の設定をお願いいたしましたところでございますが、平成18年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

その内容につきましては、まず款7、土木費、項4、都市計画費のJR千里丘エレベーター設置補助事業で、金額1,806万円に対しまして同額1,806万円を翌年度に繰越させていただくものでございます。

次に、款9、教育費、項2、小学校費のうち小学校耐震補強等事業は、1億5,661万9,000円を全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

次の小学校校舎整備事業についても1

億9, 306万4, 000円全てを翌年度に繰り越しさせていただきます。

次の報告第6号は、平成18年度摂津市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越報告の件、でございます。

本件につきましては、平成18年度補正予算第3号で繰越明許費の設定をお願いいたしましたところでございますが、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

その内容は、款1、下水道費、項2、下水道事業費の公共下水道整備事業で、1, 820万円のうち1, 584万1, 050円を繰り越しさせていただくものでございます。

報告第7号は、平成18年度摂津市介護保険特別会計繰越明許費繰越報告の件ですが款1、総務費、項1、総務管理費の介護保険システム改修事業で、505万1, 000円の全額を繰り越しさせていただくものであります。

次に議案関係でございますが、議案第35号、平成19年度摂津市一般会計補正予算第1号では、現計予算額305億2, 799万円から補正額3, 723万円を減額し、補正後額304億9, 076万円とするものでございます。

主なものとしては、新年度の人員配置も行われ、それぞれ科目での人件費所要額を推計した結果、4, 922万6, 000円の減額が見込まれます。各特別会計も同様に人件費の精査を行うとともに、国民健康保険特別会計では特定健康審査実施計画策定や健康審査システム開発の所要額を補正し、一般会計間との繰り入れ、繰り出しを精査しております。また、文部科学省からの委託事業として栄養教諭実践モデル校に指定されたことから、

必要経費と同額の歳入予算額を補正計上いたしております。

次に議案第36号、平成19年度摂津市水道事業会計補正予算ですが、水道事業会計において人件費の精査を行い予算計上いたしております。

収益的支出では補正前23億696万5, 000円から補正額286万4, 000円を減額し、23億410万1, 000円と致すものでございます。

一方、資本的支出においては補正前7億8, 359万7, 000円に補正額50万1, 000円を追加し、補正後額7億8, 409万8, 000円といたします。

議案第37号、平成19年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算においても同様に人件費の精査を行うとともに、特定健康審査実施計画策定の経費や健康審査システム開発の所要額を計上しております。

補正前97億1, 382万3, 000円に1億4, 511万4, 000円を追加し、補正後額98億5, 893万7, 000円といたします。

議案第38号、平成19年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算では、過年度の支払基金からの交付金、府費負担金の返還金が生じていることから、追加補正するものであります。補正前48億9, 455万4, 000円に939万5, 000円を追加し、補正後額49億394万9, 000円といたします。

議案第39号は、平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算でございます。議案第43号で提案させていただいております下水道使用料の改定に伴い見込まれます使用料の増収分とそれに伴う事務経費を計上しており、併せて人件費の精査も行っております。

補正前60億2,643万4,000円から573万9,000円を減額し、補正後額60億2,069万5,000円といたします。

続きまして、議案第40号、平成19年度摂津市介護保険特別会計補正予算につきましては、人件費の精査を行い、補正計上いたしております。

補正前31億9,510万7,000円から68万7,000円を減額し、補正後額31億9,442万円といたします。

続きまして、議案第41号、工事請負契約締結の件についてですが、これは平成20年4月の三宅小学校、柳田小学校の統合に伴い、柳田小学校の改修工事とともに耐震補強工事を行うものであります。

契約の方法は制限付一般競争入札で、契約金額は2億1,250万円となっております。契約の相手方は株式会社小野工建、摂津市千里丘4丁目14番32号、代表取締役、小野ひろやすでございます。校舎の増改築は便所・給食場・教室・職員室等の改修工事を行い、併せて校舎・屋内運動場の耐震工事を行うものであります。

次に、議案第42号、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、これは雇用保険の受給資格要件が6月から12月に改正されたことに伴い、失業者の退職手当について、原則として勤務期間が12月以上あることを受給資格要件とするものであります。施行日は平成19年10月1日からとっております。

議案第43号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件でございます。これは公共下水道事業特別会計の財政健全化策としての下水道使用料の改定をさ

せていただくものであります。一部料金体系を替えております。現行の基本料金の設定量を8立方メートルまで760円と、10立方メートルまで950円に設定しておりましたが、これを引き下げ6立方メートルまでを570円といたしております。よって従量料金を6立方メートル以上としてそれぞれの区分ごとに単価を設定致しております。これに伴い10立方メートルまでの污水排除量の小口家庭では減額ないし同額となっております。なお全体の平均改定率は5.5%となっております。この改定は平成19年10月1日からとっております。

議案第44号は「摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」ですが、今回、上水道料金の減額改定を行います。例えば口径20mm以下の場合ですと、現行の基本料金の設定量を8立方メートルまで840円と10立方メートルまで1,140円の2段階を6立方メートル700円に引き下げ、7立方メートルから8立方メートルまで1立方メートルあたり65円、9立方メートルから10立方メートルまでは1立方メートルあたり145円加算することに改正しております。11立方メートル以上の段階ごとの従量料金では、それぞれ現行より5円ずつ引き下げております。この料金減額の結果、水道料金の改定率ではマイナス2.41%の減となります。節水努力に対しての報いることのできる料金体系の構築とともに、中長期的な経営状況から可能と判断したものであります。この結果、下水道使用料の改定率5.5%と水道料金の減額率マイナス2.41%から、上水道料金及び下水道使用料の総額では約1%強の市民負担と予測しており、市民負担の最小化が図られたも

のと考えております。なお、この改定は下水道使用料と同様、平成19年10月1日からとしております。

議案第45号は摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。これは非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例を改正するものであります。改正内容は、補償基礎額の換算額について、配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る加算額を2人目までの扶養親族に係る加算額と同額200円（現行167円）に引き上げております。公布の日から施行として、平成19年4月1日からの適用としております。

○柴田委員長 説明が終わりました。この際、何か質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょう。

上村委員。

○上村委員 委員長、暫時休憩をお願いいたします。

○柴田委員長 暫時休憩します。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時28分 再開）

○柴田委員長 再開します。

何か質問があれば受けたいと思いますが。上村委員。

○上村委員 今のヤツでもいいんですか。

○柴田委員長 さっき説明をうけたましたね、総務部長から。その総務部長の説明の中に対して「ちょっとここ、お尋ねしたい」ということに限ると思いますけど。

○上村委員 文言の訂正があるかもしれないということですね、この報告第1号に関してあった訳ですけど。それは、手続き的には修正という格好で、この文言の

説明なしにというか、修正箇所の説明もなしに、修正案が出てくるということになるのかね。そこをきっちり説明してもらわないと、いきなりきてもね。どういうふうに今修正するかを聞いてないし。案も出てない中でね、いきなり、その修正だけがきて、ほんまにそれが正しいのかどうかね。ということは今度は、審議の対象になるやろうし。それを我々議員のメンバーに、いつ報告をされるのか。また議運は開くのかね。ということもあるやろうし。そこら辺が不明確なんですよ。

○柴田委員長 総務部長の方から答弁してください。

○奥村総務部長 休憩に引き続きまして、同じようなご質問あるんですけども。

一応、先ほど言いましたように法制文書の方と十分検討いたしまして、もしその表現が変わるようなことが望ましいということになりましたら、もちろん議運の委員長の方にも報告させて頂き、あるいは議長、副議長にもご相談させて頂きながら「まる正」というような方向で出すのがいいのか、そういうような形で一回ご相談はしていきたい、というふうには思っています。

○柴田委員長 上村委員、そういう考え方で臨むということですが、よろしいですか。

○上村委員 今、繰り返し確認しますと、報告第1号について、文言の中でこの3月、「さんがつ」と読むのか、「さんげつ」と読むのか、「さんかげつ」と読むのか、それがあいまいである、ということでその文言について修正があれば修正をして、また委員長に報告がある。

○柴田委員長 委員長、副委員長に報告

する

○上村委員 ということですね。

○柴田委員長 そういうことです。よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員 ほかにお尋ねがないようでしたら、以上で質問を終わります。理事者の皆さんは退席を頂いて結構でございます。

ここで暫時休憩します。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時32分 再開)

○柴田委員長 再開します。

それでは、第2回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。中井主査。

○中井事務局主査 第2回定例会の審議日程等の事務局案について説明申し上げます。

まず、会期は、6月13日から6月27日までの15日間でございます。

審議日程につきましては、6月13日が本会議初日で、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託ののち、即決案件の審議でございます。この日の午後5時15分が、議会議案の届出締切でございます。14日が建設常任委員会と民生常任委員会、15日が総務常任委員会と文教常任委員会でございます。また、15日の正午が一般質問の届出締切でございます。次に、22日が議会運営委員会、26日は本会議で、一般質問。翌27日は本会議最終日で、一般質問のあと、付託案件の委員長報告、採決ののち、議会議案でございます。また、本会議終了後、議会運営委員会を開催いただき、次の第3回定例会の日程について仮

決定いただきます。以上が、審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、6月13日につきましては、日程1が会期決定の件で、日程2は、議案第35号など10件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けたのち、所管の委員会に付託でございます。日程3は、報告第1号など3件で、一括上程で即決でございます。日程4は、報告第4号など4件で、一括して報告を受けていただきます。日程5は、議案第41号、工事請負契約締結の件で、即決でございます。次に、3ページの6月26日につきましては、一般質問でございます。27日につきましては、一般質問ののち、日程2、議案第35号など委員会付託案件の11件を一括上程のうえ、委員長報告、採決となります。以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表でございますが、ご覧のとおり総務、建設、文教、民生の各常任委員会で審査をお願いする案件でございます。

次の、議案第35号、所管別分割表は、平成19年度一般会計補正予算について、総務、建設、文教、民生の各常任委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明とさせていただきます。

○柴田委員長 今、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 それではそのように決定をいたします。

次に、報告事項がありますので事務局から説明をお願いします。中井主査。

○中井事務局主査 全国市議会議長会からの表彰状伝達式について説明申し上げます。

来る6月19日付けで、全国市議会議長会から永年表彰を受賞されます皆様の表彰状の伝達式を6月26日の本会議開会前に行います。

今回受賞されますのは、25年表彰が山本靖一議員と野口議員、10年表彰が上村議員でございます。

なお、前例に従いまして、議長および市長からお祝いの言葉を受けたのち会議開会という形になりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○柴田委員長 今、事務局から説明がありました点について、一つよろしくお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

以上で本委員会を閉会します。

(午前10時37分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 柴田 繁勝

議会運営委員 安藤 薫